

**国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさまへ**

**1 交通事故等にあったとき**

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず東通村役場へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、東通村税務住民課国保グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

**2 かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう**

「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言してくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

また、「かかりつけ薬局」があると、薬歴(薬の服用記録)管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

複数の「お薬手帳」は、1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

**3 医療費通知について**

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合からお送りする医療費通知には自己負担相当分を記載していますので、確定申告時の医療費控除にもご活用いただけます。

なお、対象となる期間が令和2年1月診療分から令和2年12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは令和3年2月末頃となりますので、ご理解をお願いします。

【問合せ先】 東通村税務住民課国保グループ(Tel 0175-27-2111)  
青森県後期高齢者医療広域連合(Tel 017-721-3821)

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

**令和2年 県内の交通事故概況**  
青森県交通対策協議会 令和2年11月30日現在

	11月中	年間累計	年齢別 死者の 状態別 シートベルト		
発生	241件 (-31)	2,164件 (-358)	死者の 状態別 シートベルト	高齢者の死者 (65歳以上の人)	12人(-13)
				夜間の死者	12人(-2)
死者	1人 (-4)	25人 (-9)		歩行者の死者	6人(-3)
傷者	297人 (-30)	2,623人 (-429)		自動車乗車中の死者	10人(-8)
				非着用死者	6人(-4)

※( )内は対前年比です。  
毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

**シニアのみなさまへ**

**加齢による身体機能の変化を自覚して、歩行中の交通事故を防ぎましょう!**

- 1 信号機のある交差点や横断歩道など、安全な場所を横断しましょう!**  
・青信号で渡るときも、右折、左折してくる車に注意しましょう。
- 2 歩くスピードが遅くなってきたことを認識し、危険な横断はやめましょう!**  
・斜め横断は歩く距離が長くなってしまいます。最短距離を渡りましょう。  
・駐停車車両の直前、直後からの横断は、見通しが悪く危険なのでやめましょう。
- 3 反射材をつけて、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう!**  
・反射材は、前後左右に複数つけると効果的です。



**東通牛の特売日!**  
**1月9日・19日・29日**

野牛川レストハウスにて、朝9時30分から販売!!  
最高級の牛肉といわれる黒毛和種は東通村の特産です。  
この機会に是非ご賞味ください。

〇問合せ先  
一般社団法人 **東通村産業振興公社**  
〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛字野牛川61-6  
TEL.0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113

**《水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ》**

**◆下水道へ加入されている皆様へ**

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。

**◆下水道へ加入されていない皆様へ**

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

